



発行 東京都

目次

56

規則

- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…一
- 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…一
- 租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地整備部再開発課）…二
- 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局保健政策部保健政策課）…二
- 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部計画課）…三
- 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）…三
- 東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…三
- 東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）…三
- 東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…四

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百三三〇号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第百二十六号）の一部を次のように改正する。

別記第四百七十七号様式その三備考中9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

- 8 この様式は、法附則第15条の9の3第1項に規定する固定資産税の減額（特定マンションに係る区分所有に係る家屋）に係る申告書に準用すること。この場合において、「附則第15条の9第1項」とあるのは「附則第15条の9の3第1項」と、「耐震基準適合住宅」とあるのは「特定マンションに係る区分所有に係る家屋」と、「改修工事」とあるのは「工事」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則別記第四百十七号様式その三による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百四〇号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行細則（昭和四十九年東京都規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第十三条の三第九項第二号」を「第十三条の三第八項第二

号」に、「第二十一条の十九第十項第二号」を「第二十一条の十九第九項第二号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百五号

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則(昭和五十九年東京都規則第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十条の二第十四項、」及び「並びに第三十八条の四第二十四項」を削る。

第二条の見出し中「特定の民間再開発事業認定等」を「特定民間再開発事業認定」に改め、同条第一項中「法施行令第二十条の二第十四項若しくは第三十八条の四第二十四項の規定に基づく認定(以下「特定の民間再開発事業認定」という。)又は」及び「特定の民間再開発事業認定申請書(別記第一号様式)又は」を削る。

第三条の二第一項中「第十八条の六第二項第一号ロ(3)」を「第十八条の六第二項第一号ロ(2)」に改め、同条第四項中「、特定の民間再開発事業認定済証」を削る。

第四条中「、特定の民間再開発事業認定」を削る。

第五条の見出し中「特定の民間再開発事業認定等」を「特定民間再開発事業認定」に改め、同条中「特定の民間再開発事業認定又は」を削り、同条第二号中「第三十一条の二第二項第十二号若しくは第六十二条の三第四項第十二号又は」を削り、「これらの」を「この」に改める。

第六条第二号中「第三十七条の五第五項」を「第三十七条の五第六項」に改める。

第七条中「、特定の民間再開発事業認定」及び「特定の民間再開発事業認定済証(別記第二号様式)、」を削る。

第十条中「特定の民間再開発事業認定申請書、」を削る。

別記第一号様式を次のように改める。

第1号様式 別添

別記第一号様式の四中「第18条の6第2項第1号ロ(3)」を「第18条の6第2項第1号ロ(2)」に改める。

別記第一号様式の五中

「・買換資産に係る特定の民間再開発事業認定済証の認定番号

( 年 月 日 第 号 )」を削り、同様

式備考中「、特定の民間再開発事業認定済証」を削る。

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式 別添

別記第五号様式及び第六号様式中

「特定の民間再開発事業認定」を「特定民間再開発事業認定」に改める。  
「特定民間再開発事業認定」を「特定民間再開発事業認定」に改める。  
「地区外転出事務認定」を「地区外転出事務認定」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の租税特別措置法に基づく特定民間再開発事業等に係る認定事務等施行細則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百六号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則

東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十七号中「東京都福祉保健局関係手数料条例」を「東京都保健医療局関係手数料条例」に改め、同号イ中「第五条」を「第四条」に改める。

附則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第七号

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改め、同条第一号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第八号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第五十号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「五一、〇〇〇円」を「五二、五〇〇円」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則別表第一及び別表第二の規定は、令和五年四月一日以後の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九号

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成二十四年東京都規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。  
第四十三条第一項第二号中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に、「区分省令」を「区分命令」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

第四十四条の三第一項第二号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

この規則は、公布の日から施行する。

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十号

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第七項及び第四条第七項中「入所している」を「通所している」に改める。

第七条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第九条第二項中「入所している」を「通所している」に改める。

第十一条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

第十四条第四項中「入所している」を「通所している」に改める。

第十六条及び第二十四条第六項中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第百十一号

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「厚生労働大臣」を「子ども家庭庁長官」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

